

## 前田の《ちょっと経営を考えよう》第 333 回

新元号「令和」が各地に新しい風を吹き込んでいるようです。各企業は商機につなげようと関連商品の発売やキャンペーンに乗り出しています。祝賀ムードが強まり景気も回復するかもしれませんね。こういう時こそ社内を改善し、自社内に「ヤル気」の風を吹き込まなければなりません。

そこで「働き方改革関連法」の改正ポイントを紹介しますので、しっかり勉強して社内改善をなしとげてください。

## ①残業時間の「罰則付き上限規制」

※中小企業の適用開始は2020年4月1日から

- ・時間外労働と休日労働の合計は1ヵ月100時間未満にすること。
- ・時間外労働と休日労働の合計が2～6ヵ月平均80時間以内にする。
- ・時間外労働は1年間で720時間以内にする。

## ②月60時間以上の時間外労働には、中小企業も割増賃金率を50%以上に（現状は25%）

※中小企業の適用開始は2023年4月1日から

## ③パート・派遣・契約社員の不合理な差別廃止（いわゆる同一労働・同一賃金）他です。

また、組織の残業体質等を改善するポイントを少し検討してみたいと思います。

## ①業務の透明性を高める

誰が何の仕事を行っているかを把握することで、的確な判断・迅速な指示が可能になる。

## ②時間の透明性

就業時間内に仕事を終える習慣を持つようにする。この業務は今日やらなくてもいいといった判断をする基準を持つ。

## ③コミュニケーションの透明性

言いたいことが言える文化・環境を作る。

## ④ムダの排除

ムダな業務をできるだけ排除する習慣をつける。

今、皆さまの本気度が試されています。社内の風を変えましょう！！

## 前田の《今人生を語る》第 238 回

## めざめよ日本人 (160)

先日、道である国の人が見知らぬ子供に言いました。「君はいい国に生まれて幸せだね」と。まさに今の日本は平和な国です。これを維持していかなくてはなりませんね。頑張らなければ。

平成 31 年度税制改正において、教育資金の一括贈与非課税制度について一部見直しが行われました。

## ○受贈者（もらう人）の所得制限

平成 31 年 4 月 1 日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、制度の適用ができないこととする。

（贈与者（あげる人）の所得には制限はありません。）

## ○教育資金の範囲

平成 31 年 7 月 1 日以後に支払われる教育資金について、学校等以外の者に支払われる金銭で受贈者が 23 歳に達した日の翌日以後に支払われるもののうち、一定のものを除外する。ただし、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用は除外しない。

（23 歳に達した日の翌日以後の、塾・予備校・習い事のうち教育訓練給付金の支給対象とならないものは対象外となります。）

## ○契約終了日までに贈与者が死亡した場合

平成 31 年 4 月 1 日以後において、教育資金管理契約の終了の日までに贈与者が死亡した場合は、次のいずれかの場合を除き、その死亡前 3 年以内に信託等により取得した信託受益権等の死亡時における管理残額は、相続又は遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する。ただし、同日前に信託等により取得した信託受益権等の管理残額には適用しない。

① 当該受贈者が 23 歳未満である場合

② 当該受贈者が学校等に在学している場合

③ 当該受贈者が教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

（改正前は、管理残額について相続税が課されることはありませんでしたが、一定の場合には相続税の課税対象とされることとなりました。）

## ○信託終了事由

平成 31 年 7 月 1 日以後に 30 歳に達する受贈者については、その受贈者が 30 歳に達した場合においても、上記②又は③のいずれかに該当しているときは、教育資金管理契約が終了しないものとし、その後、その年において上記②又は③に該当する期間のない年の 12 月 31 日と受贈者が 40 歳に達する日のいずれか早い日に教育資金管理契約が終了する。

「結婚・子育て資金の一括非課税制度」についても受贈者の所得制限が設けられました。

○平成 31 年 4 月 1 日以後に信託等により取得する信託受益権等に係る贈与税について、信託等をする日の属する年の前年の受贈者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には適用できないこととする。

両制度とも適用期限を 2 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとする。